

わらい

人が生活していく上では、病気、事故などさまざまなリスクがある。これらのリスクのなかには、完全に防止・回避することが難しく、かつ経済的な負担が大きいものがある。その場合、むしろ事前にリスクを軽減させたり、分散させたりすることが経済的な安定のために大切であることを学習する。とくに交通事故と健康保険については、保険の内容などについてきちんと調べておき、いざというときの備えを確認しておくことが欠かせない。公的保険や年金制度の基本的な内容も理解したい。

使い方

(1) 生活上のリスクを考える (その1)

病気、事故、失業など生活上のリスクにどのようなものがあるか、その1のリストを使って考える。その他として、たとえば就職試験や入学試験にも不採用、不合格というリスクがあることに気づかせたい。ではどのようにしたらリスクを防止・回避したり、最小限に抑えることができるか、話し合ったり考えたりすることから始めるとよいだろう。

(2) 自転車、バイク、車を運転するリスクについて考える (その2)

交通事故の加害者には10代、20代の若者が多い。自転車での加害事故の例(資料1)で、身近なリスクに気づかせたい。自動車では、人身事故を起こしたときの高額な判決の例を調べさせたい(資料2、資料3)。

(3) リスクに備える方法 ~保険もその1つ(その3)

リスクを防止・回避できない場合に備えて、あらかじめ預貯金をしておくことも大切である。損害額が大きいリスクに対しては、保険に加入しておくことも大切な対策となる。自分が今、どんな保険に入っているのか、調べさせよう。

その2との関係では、自転車保険に自分が入っているかどうかを確認させたい。「自転車保険」という名称の保険に入っている場合だけでなく、「個人賠償責任保険」に入っている場合、自動車保険・火災保険・傷害保険などの特約として「個人賠償責任特約」に入っている場合、自転車の車両に保険を付けている場合などがある。自動車については、自賠責保険(強制保険)と任意の自動車保険(民間保険)について確認させたい。自賠責(被害者への支払額は1名につき最大3千万円)では高額な判決の例に全く足りず、運転者の責任として任意の自動車保険に入ることが重要であることを認識させたい。

(4) 健康保険について学習する (その4)

これまでに病院にかかった経験などを思い出させ、健康保険加入の有効性を改めて確認させる。一方で、軽い症状でも安易に病院を利用したりすれば、個人の支出が増えるばかりでなく、健保会計からの支出を増やすことで社会保険の機能を低下させることになる点を理解させる必要があるだろう。

(5) 年金制度について知り、考える (その5、その6)

年金は退職後の高齢者の生活を支える生活資金であり、高齢のリスクに備える保険の一種である。急速に進む高齢化は、年金制度の見直しをつねに迫っており、国民年金、厚生年金などのほか、自助努力としてiDeCo(イデコ、個人型確定拠出年金)などに加入して安定した退職後の生活に備える人も少なくない(資料4、資料5、ワーク12 資料13)。

指導上の留意点

リスクに備えると言っても、保険の掛けすぎは家計を圧迫する。公的保険(社会保険)で足りない場合に必要な範囲で民間保険に入ること(必要以上に入らないこと)、ライフスタイルや家計状態に応じて一定の時期ごとに保険を見直すことが大切であることも認識させておきたい。なお、国民年金、健康保険、雇用保険、生命保険、損害保険等は、ワーク5とも関連させ、資料は本書27ページも参照するとよい。

発展

リスクにどのように備えるか、必要な資金をどのように準備するかを考えるうえでは、社会保険(公的保険)についての知識も欠かせない。資料6を参照しながら、社会保険についての理解を進めたい。

参考資料

資料1 自転車での加害事故の例

判決認容額	事故の概要
9,521万円	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。 (神戸地方裁判所、2013年7月4日判決)
9,330万円	男子高校生が夜間、イヤホンで音楽を聴きながら無灯火で自転車を運転中に、パトカーの追跡を受けて逃走し、職務質問中の警察官(25歳)と衝突。警察官は、頭蓋骨折等で約2ヶ月後に死亡した。 (高松高等裁判所2020年7月22日判決)
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。 (東京地方裁判所、2008年6月5日判決)

出所:日本損害保険協会「日本の損害保険 ファクトブック2022」
 (注) 判決認容額とは、裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額(金額は概算額)。裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性がある。

資料2 自動車の人身事故での高額判決の例

認定総損害額(万円)	裁判所	判決年月日	事故年月日	被害者性年齢	被害者職業	被害態様
52,853	横浜地裁	2011年11月 1日	2009年12月27日	男41歳	眼科開業医	死亡
45,381	札幌地裁	2016年 3月30日	2009年 1月 7日	男30歳	公務員	後遺障害
45,375	横浜地裁	2017年 7月18日	2012年11月 1日	男50歳	コンサルタント	〃

出所:日本損害保険協会「日本の損害保険 ファクトブック2022」
 (注) 認定総損害額とは、被害者の損害額(弁護士費用を含む)をいし、被害者の過失相殺相当額あるいは自賠責保険等で支払われた金額を控除する前の金額。

資料3 交通違反と免許停止・取消の例

酒酔い運転	35点	死亡事故*	20点
無免許運転	25点	治療期間3ヶ月以上及び後遺障害*	13点

6点以上は免許停止、15点以上は免許取消(初回の違反の場合)。
 出所:警視庁(https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp)より作成
 *もっぱら運転者の不注意による事故の場合。付加点数。

資料4 老後の生活費、老後資金の準備

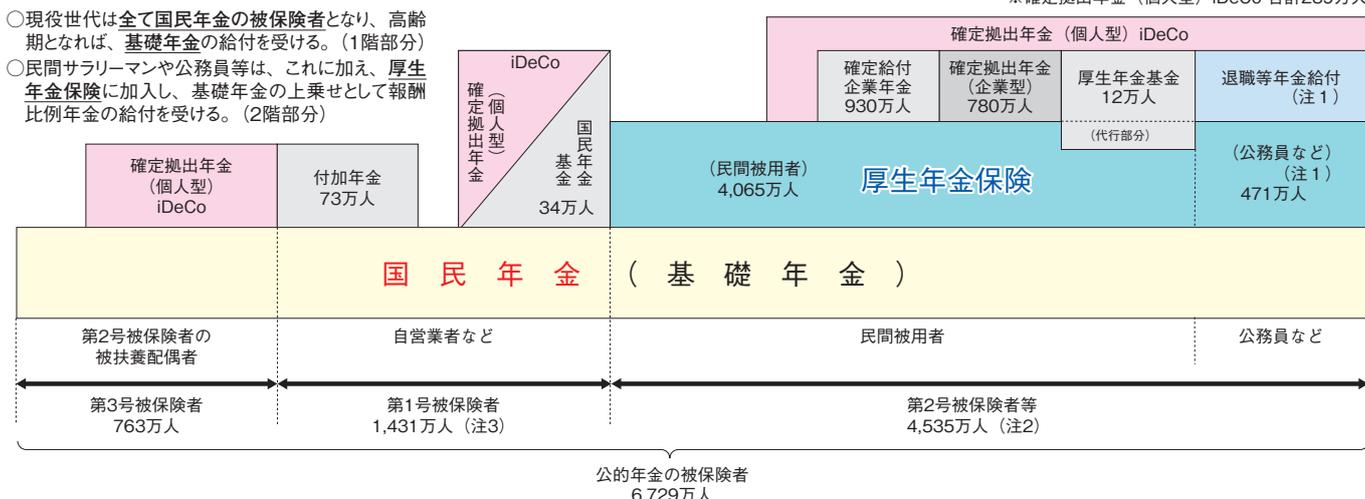
(単位:万円)

	単身世帯	二人以上世帯
老後の生活費として、毎月最低どれくらい必要と思いますか	33	35
老後の生活資金として、年金支給時に準備しておけばよい金融資産残高は、最低どれくらいだとお考えですか	1,787	1,934

出所:金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査2022年」 単身世帯:全国2,500世帯、二人以上世帯:全国5,000世帯。

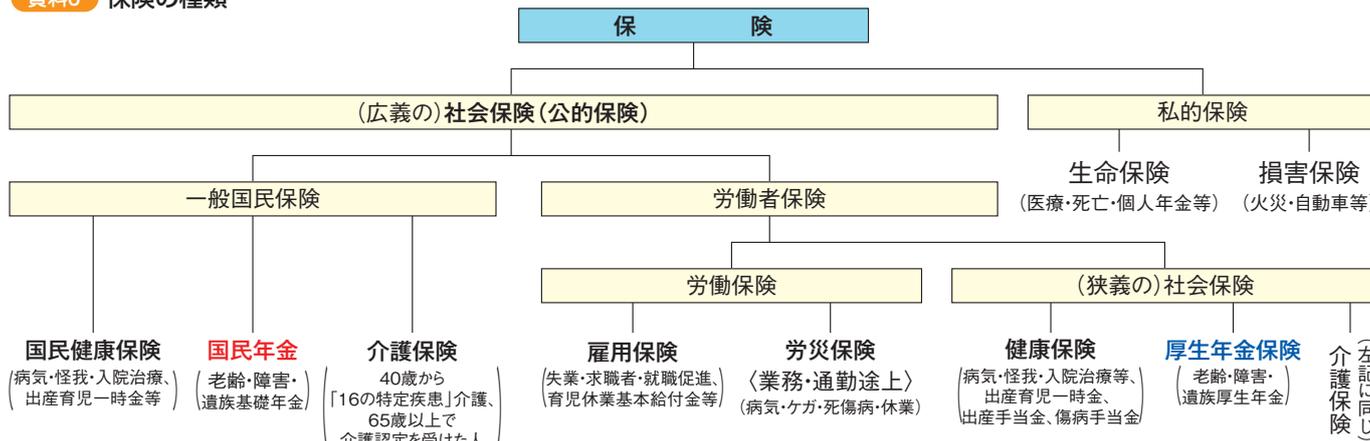
資料5 年金制度の体系(令和4年3月末現在)

※確定拠出年金(個人型)iDeCo 合計239万人



注1. 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金保険に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。
 注2. 国民年金の第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者をいう(国民年金の第2号被保険者のほか、65歳以上で退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)。
 注3. 第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。
 出所:企業年金連合会ホームページを基に作成

資料6 保険の種類



出所:土屋 彰 監修・吉田 正敏 著「図解 社会保険入門の入門」税務研究会出版事業部(平成19年版)、生命保険文化センター「生活とリスク管理」(2014年9月)より作成
 (注) () 内は給付例。